

令和6年4月22日

保護者 様

矢掛町立矢掛中学校
校長 小野 秀明

大規模災害等発生時の学校の対応について

平素より、本校教育に対してご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、大規模災害等の非常事態が発生した場合は、次のように対応しますので、ご確認お願いいたします。

記

次の場合、保護者への生徒引き渡しを実施します。

○大規模な自然災害（地震・河川氾濫・土砂災害等）が発生し大きな被害が出たとき

○その他、校長が必要と判断したとき

非常事態が起きたときの生徒引き渡し基準

○地震	震度5弱以上	【在校中】原則として保護者への引き渡しを行います。保護者の迎えがあるまで、生徒は学校で待機します。
		【それ以外】前日の下校以降、当日に登校するまでに発生した場合は臨時休校とします。
	震度4以下	【在校中】原則として授業を行います。校内及び通学路の状況によっては変更します。
		【それ以外】原則として授業を行いますが、通学路等に危険がある場合は家庭の判断で自宅待機（出席停止扱い）させてください。
○その他 （災害・二次災害）	河川氾濫、土砂災害、 通学路上の建物倒壊等	下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により、保護者への引き渡しを行います。保護者の迎えがあるまで、生徒は学校で待機します。

※ 引き渡しに際しましては、生徒それぞれの保護者に引き渡すことを原則とします。

※ 連絡は、「すぐーる」（新しいメールシステム）で行う予定です。

※ 引き渡しに際して、車での迎えは安全確保のため、西門（テニスコート側）から入り東門から出る、一方通行でお願いします。